

会 議 録 (要 旨)

会 議 の 名 称	平成 28 年度 第 1 回東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議				
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 2 3 日 (水) 午後 6 時～ 8 時				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ 3 階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 西村委員 (会長)、紺野委員 (職務代理)、高橋委員、十時委員、 鳥本委員、平野委員、山崎委員</p> <p>(市) 渡部市長</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、瀬川経営政策部次長、 安企企画政策課長、足立企画政策課主査、新床企画政策課主任</p> <p>●欠席者：荒井副市長</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場 合はその理由		傍聴者数	0 名
会 議 次 第	<p>1 資料確認・事務局紹介</p> <p>2 開会</p> <p>3 諮問・市長挨拶</p> <p>4 会長挨拶</p> <p>5 議事</p> <p>(1) 会議の進め方</p> <p>(2) 検証対象の選定</p> <p>6 その他</p> <p>○次回開催日程</p> <p>7 閉会</p>				
問 い 合 わ せ 先	<p>東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議事務局</p> <p>(東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町 1-2-3 電話：042-393-5111 (内線 2213)</p>				
会 議 経 過					
<p>1 資料確認・事務局紹介 ○資料の確認と事務局の紹介。</p> <p>2 開会</p> <p>3 諮問・市長挨拶</p> <p>【諮問事項】</p> <p>平成 27 年度に東村山市が実施した事業が「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」第 3 条に定める基本原則の中でも市民参加の原則に則って行われたかについて。</p> <p>【市長】</p> <p>平成 28 年度第 1 回目となる「みんなで進めるまちづくり見守り・検証会議」にお忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。</p> <p>昨年度、この検証会議が立ち上がり、委員の皆様方にご協力いただきながら試行錯誤でやってきた。初年度は、まちづくり基本原則のひとつである『情報共有』について、いくつかの事業を選</p>					

扱し、『情報共有』のあり方について議論していただいた。様々な角度からご検証していただき、概ね好評となっている。細部については、色々と改善の余地があるのではないかとご指摘いただいたところである。これを踏まえて、市としても、市民の皆様と情報を共有していくことや情報の出し方等その他改善できるところは改善していく。

今年はある意味、核心部分である『市民参加』のあり方や取組みについてどうだったかをご検証いただきたい。

平成27年度は、市の最上位計画である「第4次東村山市総合計画」が動いている。前期基本計画が平成27年度に終了することに伴い、昨年度後期基本計画について、様々な市民参加の手法を用いて、市民の皆様から直接ご意見をいただきながら、策定をさせていただいたところである。

併せて、「東村山市第4次行財政改革大綱」についても、昨年度、後期基本方針をつくりあげるため、いろいろな角度から様々なところで、市民の方からご意見をいただいた。

さらに、国の政策の流れから「全国の自治体で地方創生、総合戦略をつくる」ということで、昨年、当市においても「東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略」を策定した。この際にもいくつか市民参加の手法を用いて、提案させていただいた。

そういう意味で、平成27年度は、前期から後期に移る節目の年で、市の大きな重要な計画策定の時期にあっている。その中でいくつか、市民参加を用いて計画策定をしてきたが、それらは適切な方法だったのか、もう少しこういうところに踏み込んだ方が良かったのではないかと、そういうところをご検証していただければありがたい。

実は、「東村山市第4次行財政改革大綱」の後期基本方針の中でも、これまでの取り組みを踏まえ、情報共有に関わる広報についてもガイドラインを策定していこう、それから、市民参加についても一定のガイドラインを策定していこう、さらに、協働についてもガイドラインを策定していこうという動きがある。これまでは、協働については、企画政策課ではなく、市民協働課で所管しているが、そちらでは協働のガイドラインをつくっている。これについても現状に合わせて見直すべきところがあれば、見直していく。この検証と併せて、市民参加のガイドラインについても、今後ご意見を賜ればありがたい。

人口15万人1人ずつの意見すべてを聞いて、市の計画や政策に反映するというのは現実的には、なかなか難しい。市としては、みんなでこのまちをつくっていこう、できるだけ幅広い市民の皆さんの意見を聞いて、それを可能な限り、市の施策や業務に反映させていく姿勢を持っている。みんなで進めるまちづくり基本条例においても、市民意向を反映するためのより良い手法開発について「不断の努力をしていく」と明示されている。今年度は、様々な角度からご意見、ご検証いただいて、東村山市がさらに市民の皆さんの声をより反映できるようなまちづくりを進めていきたいと思っている。今年度もご負担をお掛けするかもしれないが、この検証会議が有意義なものとなるよう、よろしく願いたい。

4. 会長挨拶

【会長】私からも、ご挨拶申し上げたい。昨年度は、『情報共有』に力点があり、今年度は、『市民参加』ということで、まさに、まちづくりでは中核的なテーマに入る。

若干、学問的なことでいえば、今欧米の教科書でも、本来の政治への参加は議会を通して、間接民主制が基本となっている。実際、多くの国がそうしている。しかし、どうしても、行政機関は行う仕事幅広く、さらに、様々な人に強い影響を持つ。間接的に議員を通してのインプットも重要だが、市民から直接的に意見や要望を吸い上げていくことが必要だと複数の国の教科書レベルでも書いてある。ただ、参加のあり方の標準的な方程式は、実はほとんどない。

今年の冬、いくつかの自治体に行って、まちづくり条例の權威の先生方とお会いする機会があった。「東村山でこういう取り組みをやっている。まちづくり条例を作りっぱなしはまずい。具体的にどういう形で維持し、盛り上げていけばいいだろうか。」とお話すると、全国の複数の自治体の条例に関わる先生が「決まった形がない。まちづくり条例をつくったら終わりという自治体がほとんどで、その翌年度以降東村山みたいに取り組んでいるところは、ほとんど聞いたことがない」ということで、なかなか大変な事業をやっている、先進的なことをやっている、と意を強くして帰ってきた。

『市民参加』が今年のテーマになるときに、重要なポイントは2つあると考える。1つは、形式的な要件である。参加の手が上がりうとなかろうと、パブリックコメントという制度がある。これは、様々な決定手続きをする際、市が事前に市民の皆様こういう決定をしていく予定だが、その前に意見を聞くことがパブリックコメントである。

意見がなかったからといって、この制度がいらないかといえ、そうではない。いつでも必要となれば、必要な時に市民がきちんと意見を出せる。制度的に、市民の方が意見をいう場がある。意見が期待できようができなからうが、パブリックコメントをやるべき時にはやる。意見が出されたら対応するというので、意見が多いか少ないかではない。きちんとやっているという形式的要件が大切だ。

もう1点は、意見が出てきたときに、自治体当局はどう対応したか。意見が出されたまま、無視しましたではやり方としてまずいであろうし、出された意見をすべて受け入れるわけにはいかない。きちんと部局の中で対応して、検討して、そのご意見をくださった市民に返答をしているかどうか。これが2点目で、形式だけでなく、実質的な運用上の要件の話である。

今年は『市民参加』がテーマということで、形式的なもの、運用上のものと2つ念頭に置いていただくと、より深い審査、チェックができるかと思うので、ぜひご協力賜りたい。

5. 議事

(1) 会議の進め方について

【事務局】事務局より、本年度の諮問事項、会議回数（全4回予定）、会議の進め方について説明を行う（配付資料①）。

① 検証対象の選定

【会長】昨年度と同様のやり方で、参加に関わるもの全てを見るのはきびしい。代表的な事例を委員の皆様を選んでいただいてチェックしていくという進め方はよいか。

【全委員】了承。

② 検証の方法

【会長】次に、どのようにチェックするか。昨年度は、点数をつけるだけでやりづらいうということもあったので、今年度は配付資料①『見守り・検証会議 検証シート（案）』にあるように、自由記入欄を設けて、質的なご意見をカバーできるよう、事務局に工夫していただいた。いきなり点数をつけるのは憚られるということであれば、意見を記入しておき、会議の席上で思いを伝えられるようにしたいと考えた次第である。検証について、このような進め方でよいか。

【全委員】了承。

【会長】次回の会議で検証シートを記入してみて、こういうことが新たに分かったということがあれば、来年度以降に審査の工夫ができる。今年はそういう意味で、昨年度よりもバージョンアップしている。随時、ご意見をいただきたい。出された意見については、会議の場で対応していく。

（２）検証対象の選定

【事務局】事務局より13の行政活動について、概要を説明する（配付資料②）。

【会長】配付資料にない事業はだめなのかという意見を含めて、3～4つ程度これがいいののではないかという意見があれば、言ってほしい。あまり選択する行政活動が多いと議論の密度が薄くなる。

【委員】この13の行政活動を選んだ基準や条件はあるのか。

【事務局】昨年度、当市で作った条例・計画すべてを列挙した。

【委員】教えていただきたいのは、あえて、『市民参加』というキーワードで選んだのではないか。ホームページで探すと、過去の古いものもあったが、パブリックコメントは48件、ワークショップは956件あった。そのうち、平成27年度のものを選択したというのは今日分かったが、その他のパブリックコメントの項目をみても市民参加しているものが散見されるように見える。これだけに限定される理由は何か。

【事務局】基本的に、平成27年度に策定したものとして区切らせていただいた。今後、この見守り・検証会議は、毎年継続していく予定である。毎年、前年に作成したものを検証し、運用していく方向で考えている。

【委員】「3. 第4次東村山市総合計画後期基本計画」と「4. 東村山市第4次行財政改革大綱後期基本方針」の項目は似たようなところはあったのか。

【事務局】車の両輪という表現をするが、「3. 第4次東村山市総合計画後期基本計画」は、外部の方を含めた施策である。「4. 東村山市第4次行財政改革大綱後期基本方針」は、市の内部で改革を進めて、効率的な仕事の進め方にすることで、施策を進めるための費用を捻出し、総合計画の施策を更に進めるというもので、基本的には、別物である。

【会長】総合計画は、自治体の全部をカバーする一番大きな計画である。できれば、検証の対象としたほうがよいと考える。その中に、たとえば、環境や行財政改革などあらゆることに関するパッケージが総合計画に入っている。行政学者の立場からすると、それがきちんと策定されたかどうか、『市民参加』がどう行われたのか、この会議で審議するのは適当であると思う。その他はどうか。

【委員】13点挙げていただいた中で、『市民参加』の状況がパブリックコメントのみというところがある。昨年度の形式でチェックリストを用いてパブリックコメントのみで評価するならば、パブリックコメント以外にも複数の市民参加の形式を多くやっている方がよいのではないか。

【会長】たとえば、「12. 東村山市一般廃棄物処理基本計画」など、様々な手法が用いられている方がよいということか。

【委員】「8. 東村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号に関する条例等」・「9. 東村山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」・「10. 介護予防・日常生活支援総合事業」・「11. 東村山市国民健康保険『データヘルス計画』」は、高齢化社会に影響していく。1点ごとではなく、総まとめのグループごとで見ていくのはどうか。「12. 東村山市一般廃棄物処理基本計画」、「13. 公共の緑の植生管理のガイドライン」は環境保護などで分野ごとにピックアップしてはどうか。

【会長】政策の分野ごとに関連したものを見ていくということか。昨年も議論になったと思うが、あくまでこの会議はみんなで進めるまちづくり基本条例にあるように『市民参加』や『情報共有』がきちんとできているかを評価する会議であり、政策の中身ではない。政策の中身は政策評価や議会できちんと質疑がなされるはずなので、見られる数に絞ったほうが良いと考える。

逆に、パブリックコメントのみに取り組んでいる行政活動も選び、こういう『市民参加』ができたのではないかと、という質的なご意見もあれば、今後の刺激になる。

【委員】パブリックコメントの件数は、どのくらい寄せられているか。

【事務局】案件によって、かなり違いがある。市民の方がどれくらい注目するかによって、かなり異なる。

【委員】前回のテーマは『情報共有』、今回は『市民参加』でこの差はどう考えればいいのか。去年は、事業を具体的に選んで、市がどれだけ情報を発信しているかだった。パブリックコメントや市民アンケートの件数だけでみると、『情報共有』の時とどうちがう判断をすればいいのか迷う。件数だけでみると、このパブリックコメントは『市民参加』していないこととなる。検証の進め方が悩ましい。

【委員】市側で、『市民参加』と位置付けたものはどういう種類があるのか。たとえば、何人くらいをパブリックコメントとして評価されたのか。15万人のうちの、2人の意見だけでいいのか。ある程度、数の論理がある。

【事務局】昨年度から今年度にかけて、庁内で『市民参加』の標準的なルールを行革の課題に則って、議論している。詳細については、この審議会でもお示しできればと考えている。委員の皆さんからもご意見をいただきたい。

配付資料②の2枚目以降をご覧くださいと、1つめは、「附属機関等の開催」。2つめは、「ワークショップの開催」等のようにいくつか書いてある。これらが私どもの考える『市民参加』の手法である。根本にあるのは、市民参加とは、市民の方のご意見を聞く場というのを前提としている。

附属機関等といっても、そこには市民公募の委員が参加していただいております、附属機関を開いて、議論するという事は、市民の方のご意見を聞く場ということである。同様に、ワークショップについても、市民の方にご参加いただいて、参加された方のご意見をきちんと聞いて検討させていただく。パブリックコメントも直接ご意見をいただく場になっている。それ以外にも、市民の方のご意見を聞く方法がある場合、「その他」として検討していければ良いと考える。

先ほどご意見のあった、パブリックコメントの件数で0件、数件である場合、それだけでどう判断するのか、という点については、当市では「パブリックコメントの実施に関する指針」という庁内ルールを設定している。その中で、20日間以上はパブリックコメントの意見募集期間というルールになっているので、実績をみて20日間確保されているか、あるいは、市内の公共施設何ヶ所で実施したのか、さらに、どういう資料をパブリックコメントの資料でお示したのか、資料として不足していたのではないか、等を見ていければいいと考えている。

【委員】その案件について、何日間パブリックコメントを実施した等検証に関する資料が示されるということか。

【事務局】事務局で調査し、提示する。

【委員】フローチャートのような、パブリックコメントをやるにあたっての手続きの流れはあるのか。たとえば、まず、パブリックコメントをとる。次に、市民公募をする等、次に何をやるというフローチャートのような判断基準はあるのか。

【事務局】整備はまだできていない。現状、庁内で検討している。こういう計画を策定する際は、このような『市民参加』をやっているという流れを、ルール化している段階である。もうしばらくお待ちいただきたい。

【会長】ガイドラインができていると、話が早い。まず、ガイドラインに対してきちんと沿ってできているか、全部に対してどうかを評価できる。その後、質的に、きちんと市民が参加しやすいようになっているかを選択して評価できる。そうすると、形式要件も、中身の運用面もチェックしたことになる。ガイドラインができているとそういう意味ではいいが、なかなか一朝一夕にはいかないということ。

来年度以降、ガイドラインができあがれば、まず、ガイドラインに沿って行われているかどうかを全般的に見ていく。その後、個別の案件ごとに深掘りしてチェックしていく。今年度は、個別の案件をしっかりとやっているかをチェックすることに絞り、来年度はそれと共に、ガイドラインに沿って全体を見る形で評価する。今年度は、そういうご理解で進められればと思う。

【委員】アンケートを行い、数字だけにとらわれると、よく失敗する。品質管理の分野では、誰も気が付かなかったものがでてきたら、そこにも注力しなくてはいけない。それをどういう風に分析し、どう有効活用するかが必要かと思う。

【会長】今回3つから4つの行政活動を選んでいただくにあたり、昨年度の経験をいかして会議の回数を1回増やした。次回の会議で、1つまたは2つの行政活動を見ていただく。今回、あえて「自由意見」欄を設けているのは、チェックポイントにとらわれて大事なことが見えなくならないためである。まずは、検証シートのチェックポイントを見ていただいて、追加や削除等ご意見をいただきたい。どの事業を選択するか、他にご意見どうか。

【委員】市民の方が、協働を実感するというのは難しい。

【会長】私は、数は重要だと考えていない。なぜかというと、市のやっている仕事はかなり広範に

わたっている。市の業務全般の判断を下すというのは難しい。

たとえば、保育が必要な世代には、保育は非常に重要な関心事だ。保育に関心がない人たちに、保育に関する計画のパブリックコメントに参加する意味があるのかということ、おそらく、そのパブリックコメントは子育て世代が参加すると考えられる。すべてのことについて、意見が100%きたから素晴らしいかということ一概にそうはいえない。つまり、率が高ければいいかということあまり意味がないと思う。

できれば、東村山の市民の方々の満足度は高いに越したことはないが、そもそも質問の仕方が果たして適切な質問の仕方だったか、という面もある。

多くの一般市民は、市役所に接点がない。それぞれお悩みを抱えている方や個人でご商売をなさっている方が、市役所との関わりは強くなる。逆に、サラリーマン家庭で標準的な所得をとっている場合、市役所とあまり接点はないのが実態である。

【委員】その市役所と接点が少ない方々から、いかに、市がパブリックコメントを集めようとしたか、市民参加を増やす努力をしたかどうかを判断すればいいということか。また、その材料を市が提供できるかどうかか。

【委員】「協働」という意味では、市民協働課ができてから、市民協働課とのコラボレーションをしたイベントに参加している。一般に根付いているのは、自治会。自治会の活性化なくして、協働はあり得ない。そういう流れのなかで、どれだけ、市民参加に対して、皆さんが意識をもっているか。その中で一番の問題点は、市民活動でも、自治会でも、若者をいかに巻き込むか。ちょっと意識をもった遊び心をもったおじいちゃんたちが、若者を誘わないと広がらないとだんだんわかってきた。そういう思いで、この会に参加させていただいている。

あと、理屈も必要だが、企画、回数をいかに増やしていくか、個人的な今年のテーマである。サラリーマン家庭が、市役所に縁がないという先ほどの話はよくわかる。

【会長】無関心でいいかということ、少しは関心を持っていただいて、意見を言っていたきたいというのが本来の姿である。先ほど、委員がおっしゃった通り、その努力を市がどれくらいやっているのか、というのを検証していくのが大事である。いろいろな方からご意見をいただく仕組みを整えていくということである。

【委員】今年のテーマは、『市民参加』の検証であるが、去年のテーマである『情報共有』の、たとえば、情報発信の程度によって、市民参加をしようという気持ちに関わってくる。

【委員】切り口を変えたということで、去年はイベント的なところから検証し、今年は行政活動を検証していく捉え方か。

【委員】市民にとって影響の大きい「3. 第4次東村山市総合計画後期基本計画」は選びたい。「5. 東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略」を見ていくと、東村山の人口は微減しているようだ。市民として、その状況を知りたい。

行政活動において、パブリックコメントのみ実施している場合はあまり意見が出せないかとはじめは思っていたが、それでも、「こうしていったらどうか」というものを提案できればよいと考え直し、「10. 介護予防・日常生活支援総合事業」、「11. 東村山市国民健康保険『データヘルス計画』」についても、候補としたい。「12. 東村山市一般廃棄物処理基本計画」もいろいろ手法があるのでい

いかと思うが、去年『情報共有』のテーマで、似ているごみの分野をやっているので省いた。

【委員】お年寄りが出たが、子どもがいない。選択する行政活動の種類の中で、子どもが関わるテーマもあってほしい。パブリックコメントを調べた際、「子育て支援センターころころの森」があった。

【会長】分野は教育もいいかもしれないが、『市民参加』の手法でパブリックコメント以外のものがあるといいのではないか。

【委員】「3. 第4次東村山市総合計画後期基本計画」、「4. 東村山市第4次行財政改革大綱後期基本方針」を取り上げて、両輪を比較するのもいいのではないか。あと、「10.介護予防・日常生活支援総合事業」もいい題材と考える。

【会長】「10.介護予防・日常生活支援総合事業」と「11. 東村山国民健康保険『データヘルス計画』」、どちらの方が、市の独自色が強い、自由度が高いか。「11. 東村山国民健康保険『データヘルス計画』」は、国の施策で策定するよう言われたから、市で策定したということか。

【事務局】その通りである。

【会長】「10.介護予防・日常生活支援総合事業」を選択してよいか。

【委員】「10.介護予防・日常生活支援総合事業」の『市民参加』の手法がパブリックコメントのみであれば、それ以外にこういうのもあれば、とイメージが付きやすいのでよいかもしい。

【委員】時代を反映している事業だ。

【会長】「3. 第4次東村山市総合計画後期基本計画」、「4. 東村山市第4次行財政改革大綱後期基本方針」、「5. 東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略」、「10.介護予防・日常生活支援総合事業」、と4つ選択された。「3. 第4次東村山市総合計画後期基本計画」、「4. 東村山市第4次行財政改革大綱後期基本方針」が1セット、「5. 東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略」、「10.介護予防・日常生活支援総合事業」が1セットという形で今年度進めていくような形によるしいか。

【全委員】了承。

6. その他

【事務局】次回の見守り検証会議は、平成28年8月24日同じ時間から開催予定である。事務局で資料を作成し、委員の皆様へ事前送付する。

【会長】本日は、以上で散会とさせていただきます。

7. 閉会